

★ 運動能力向上塾 ★

ウルトラ体育

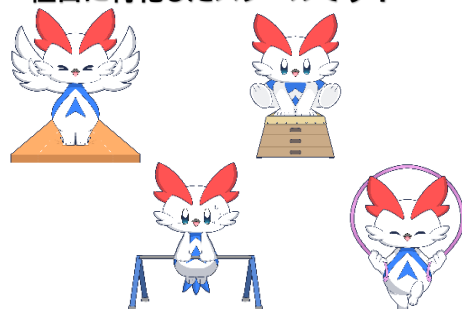
◇クラス表

時間／曜日	16：20～17：05		17：15～18：00	
月曜日	A501	キッズクラスⅠ	A601	キッズクラスⅠ
水曜日	C501	キッズクラスⅠ	C601	キッズクラスⅠ
時間／曜日	11：15～12：00		12：15～13：00	
土曜日	F201	キッズクラスⅠ	F301	キッズクラスⅠ



《 学校体育対策スクール 》

ウルトラ体育は小学校の授業で行う
種目に特化したスクールです！



楽しみながら苦手を克服！

◇コース及びレッスンの特徴

項目	時間	内容
キッズクラスⅠ（年中～小学校3年生） ※ご入会時の対象は上記ですが、4年生以降もご継続頂けます。	45分	マット運動・鉄棒・なわとび・跳び箱 一人一人の能力に応じたきめ細やかなレッスンをを行います。

◇スクール料金表(価格は全て税込です)

入会金	5,500円(税込)	
登録手数料	3,300円(税込)	
運営管理費	550円(税込)／月	
月会費	週1回 5,940円(税込)	
スポーツ保険費	800円/年 ※年度毎のお支払いです(毎年4月～翌3月末まで)	
指定用品	スクールバック	3,630円(税込)
	専用シューズ	2,200円(税込)
	級リストバンド代 (入会時のみ)	2,200円(税込)
	チャレンジノート	550円(税込)

◇ご入会手続き



入会申込書に必要事項をご記入の上、
下記を添えてお申込みください。

入会金

運営管理費2ヶ月分

登録手数料

月会費2ヵ月分

本人確認できるもの

(お子様の場合は保護者様の免許証・保険証など)

預金口座キャッシュカード、または口座番号
支店名の確認ができるもの(通帳)と届出印

スクールバック代・シューズ代

級リストバンド代・チャレンジノート代・スポーツ保険費

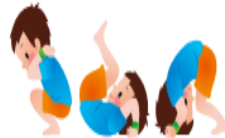
(お問い合わせ)

ラケットパーク 金沢野々市 TEL 076-213-6002
〒921-8803 石川県野々市市押越1丁目211番地



とは？

- ①マット運動・鉄棒運動を中心に基礎的な運動を通してお子様のバランス感覚を養い、俊敏性や敏捷性を育成し、総合的な行動体力を身に付けます
- ②運動を通して社会性(挨拶)・自立性(片づけできる)・協調性(仲間を思いやる)を育むレッスンをします。
- ③幼児～小学生の頃に多種多様な運動経験を積ませてあげることがお子様の運動神経を左右するといわれています。
お子様が楽しく、様々な運動経験が出来る事を大切にしております。



・・・その他のご案内・・・

【各種お届け】※10日が休館日の場合は、9日までに手続き下さい。

受付期日	必要な物
退会	ご利用最終月の1日～10日 ラケットパーク会員証
休会	休会希望月の前月1日～10日 ラケットパーク会員証 休会期間は毎月550円(税込)の休会費の引き落としとなります。 ※週2回以上コースは1,100円(税込)
クラス・コース変更	ラケットパーク会員証 変更希望月の前月1日～10日 変更手数料が1件につき330円(税込)必要となります。
情報変更(TEL・住所など)	ラケットパーク会員証 変更があった際は速やかにお届け下さい。

※受付は店頭での受付となり、電話・FAX・HPでの受付はお受け出来ません。

【会費引落】
前月の27日に翌月分の会費をご登録口座よりお引落としさせていただきます。
(27日が金融機関の休日に当たる場合は翌営業日となります)

お問合せ

ラケットパーク 金沢野々市

〒921-8803 石川県野々市市押越1丁目211番地
TEL 076-213-6002



《ウルトラ体育 振替制度概要》

	【WEB振替】
欠席登録	レッスン開始 30分前にて締切
欠席キャンセル	レッスン開始 30分前にて締切
振替登録	レッスン当日 AM8:00にて締切
振替キャンセル	レッスン当日 AM8:00にて締切
振替料金	無料

1、振替回数について

スクールカレンダーに沿った年間45回のレッスンが対象となります。
ただし**WEBにて「レッスン開始30分前」までに「欠席登録」**したレッスンが対象となりますので忘れずに「欠席登録」手続きをお願いします。
お手続きはWEBのみとなります。**振替回数に回数制限はございません。**

2、振替有効期限について

振替の有効期限は12ヶ月です。(お休みした月の翌月より12ヶ月)
(例) 2024年10月にお休みしたレッスンは2025年10月末まで有効
※事前に欠席することがわかっている場合は事前に振替レッスンとして受講することも可能です。
※休会中や退会後は振替レッスンをお取りいただく事はできません。
※**月をまたいでの振替手続き(翌月以降の予約等)はできません。**
※**進級テスト(奇数月)週の振替はできません。**

3、振替レッスン先クラスについて

開講クラスで振替を行う事が可能ですが、年齢基準に満たないお子様は振替クラスに制限がございます
振替登録の際に自身の登録クラスは入校案内(HP)などで事前にお調べください。
また、ご希望クラスが定員に達している場合は振替をお取りすることができません。
※お子様の安全確保及び、練習量確保のために各クラスにおいて定員上限を設けさせていただいております。

4、欠席の受付について

WEBにて「レッスン開始30分前」までに「欠席登録」があったレッスンが対象となります。
レッスンをお休みされる場合は忘れずに欠席登録のお手続きをお願い致します。
欠席登録が無かった(無断欠席)レッスンは振替をお取りすることができませんのでご注意ください。

5、欠席のキャンセルについて

欠席登録のキャンセルは可能ですが、**WEBで「レッスン開始30分前」**までが期限となります。
ただし、「欠席連絡」後にそのクラスが振替で定員上限に達している場合は欠席のキャンセルはできませんのでご注意ください。
また、既に欠席分の振替を終えている場合もキャンセルはできません。

6、振替の受付について

振替の登録は**振替日の「レッスン当日AM8:00」**までが期限となります。

7、振替のキャンセルについて

振替のキャンセルは可能ですが、**「レッスン当日AM8:00」**までが期限となります。

8、その他

WEB振替は24時間いつでも欠席及び振替のお手続き及び内容の確認は可能です。
※AM1:00～AM5:00の間にシステムメンテナンスを行う場合がございますのであらかじめご了承ください。
※**WEB振替をご利用いただくには、ご自身での登録が必要です。登録及び利用方法は別紙を参照ください。**
お電話・店頭での振替受付はできませんので、**WEB振替をご登録**ください。

◆振替制度について

ウルトラ体育は年間練習カリキュラムに則って指導を行っておりますので、
原則としてお子様の状態把握を常にしている担当コーチのレッスンを受講していただきます。
但し、所定の手続きを行ったお客様においては振替として人数上限に満たないクラスを受講するサービスを活用いただくことができます。したがって欠席した分の振替を必ず受講できるわけではございませんのであらかじめご了承ください。

 運動能力向上塾 ウルトラ体育 (2025年度 年間予定) 		
月	種目	テスト等
4月	マット・鉄棒	
5月	マット・鉄棒	進級テスト
6月	跳び箱・大なわ	体力テスト
7月	マット・鉄棒	進級テスト
8月	跳び箱・大なわ	全店 なわとび測定
9月	マット・鉄棒	進級テスト
10月	跳び箱・大なわ	体力テスト なわとび認定
11月	マット・鉄棒	進級テスト
12月	大なわ・鉄棒	全店 大なわ大会
1月	マット・鉄棒	進級テスト
2月	跳び箱・大なわ	体力テスト なわとび認定
3月	まとめ	



●なわとび(短縄)の練習は年間通して行っています。
 ※クラス状況、進行具合などによって多少変更することはあります。

☆柔軟運動、跳躍力、腕支持、逆さ感覚を身に付ける補強運動は年間通して継続して行って参ります。

☆今年度も鉄棒や跳び箱、その他必要な種目以外は裸足で練習を行います。
 裸足で行うことで、踏ん張ったり、足先で蹴る感覚が直接足に伝わり、跳躍力や足腰の強化に繋がります。また土踏まずの形成などお子様の健康、運動能力の向上にも繋がります

運動能力向上塾ウルトラ体育 進級基準一覧表

●練習メニュー

R5年7月1日改訂

クラス カラー	大項目	段階	級	達成レベル(●●ができる)	マット	鉄棒	マット	鉄棒			
赤	リズム感の育成 (遊びを通じて俊敏性の育成を図る)	ステップ1	20級	リズムカルな腕の動きができる	基本歩行・ランニング	両手ぶらさがり(5秒) ブタのまるやき(10秒)	幼児	基本歩行・ランニング	小学生	ブタのまるやき(10秒)	小学
			19級	リズムカルなフットワークができる	膝曲げ両足ジャンプ	ぶらさがり・手と足(5秒)	幼児	抱え込みジャンプ	小学生	ジャンプ棒上支持5回 ぶらさがり・手と足(5秒)	小学
			18級	リズムカルな手と足のミックス動作ができる	ケンケン跳び(5回)	ジャンプ棒上支持5回	幼児	ケンケン跳び(10回)	小学生	棒上支持10秒 ぶらさがり・手と足(10秒)	小学
			17級	リズムカルな全身運動ができる	うさぎ跳び5回・でんぐり返し	棒上支持10秒 棒上支持自転車こぎ10回	幼児	うさぎ跳び5回・でんぐり返し	小学生	棒上支持自転車こぎ10回	小学
黄	基礎運動Ⅰ (体操器具を通じての筋力及びバランス感覚の育成を図る)	ステップ2	16級	リズムカルな全身運動ができる	前転	棒上後ろ振り上げ5回					
			15級	下肢での体重コントロールができる	連続前転 ブリッジ3秒	跳び上がり支持前回り下り					
			14級	胴体筋による姿勢コントロールができる	前転ジャンプ2回	こうもり10秒 足ぬきまわり					
			13級	制動動作がバランスよくできる	開脚前転	こうもりから足をははず(5秒) 地球回り					
緑	基礎運動Ⅱ (俊敏性・巧緻性の育成を図る)	ステップ3	12級	力強い四肢動作ができる	ブリッジ10秒 後転	足掛けけんすい10回					
			11級	瞬発力のある四肢動作ができる	三点壁倒立10秒	足ぬき尻上がり					
			10級	スピード感のある動きができる	壁倒立・腹(10秒)	跳びつき足抜き回り(片足鉄棒から) 腕曲げ持久懸垂ダンゴ虫(3秒)					
			9級	力強く・柔軟で滑らかな動きができる	壁倒立10秒 開脚後転	坂付き逆上がり					
青	応用運動Ⅰ (＜大きな＞筋力、パワー、巧緻性の育成を図る)	ステップ4	8級	バランスの乱れを修正することができる	片足ブリッジ5秒(右・左) とび込み前転	逆上がり					
			7級	静と動のコントラストを明確に表現できる	補助倒立から静止3秒 倒立前転(静止1秒)	連続逆上がり3回					
			6級	安全能力が高まり危険を回避できる	ジャンプ壁倒立5秒	逆上がり～後ろ振り上がり下り					
			5級	全身の瞬発力が備わりバネの効いた動きができる	倒立ブリッジ(静止1秒)	棒上踏み越し下り					
黒	応用運動Ⅱ (＜小さな＞筋力、パワー、巧緻性の育成を図る)	ステップ5	4級	各関節の状態を意識でき表現することができる	側転(側方倒立回転)	足掛け上がり					
			3級	指先・つま先の状態を意識でき表現することができる	後転倒立	後方足掛け回転					
			2級	正確な動きが高い確率でできるようになる	倒立5秒	後方支持回転					
			1級	身体的精神的勇気が高まり意欲的にチャレンジできる	後方ブリッジ	だるま回り					
金	応用運動Ⅲ 全身の小さな筋力・大きな筋力の組み合わせ、協応動作の育成	ステップ6	特D級	上半身・下半身の協応動作と体の捻りが出来る	連続側転 ロンダート	前方足掛け回転					
			特C級	上半身・下半身の協応動作でスピードを生み出す	ネックスプリング(首はね起き)	前方支持回転					
			特B級	習得した技術を正確に組み合わせることが出来る	ヘッドスプリング(頭はね起き)	前方支持回転～後方支持回転 ※連続技(回る運動の組み合わせ)					
			特A級	習得した技術を正確に組み合わせることが出来る	ハンドスプリング (前方倒立回転)	足掛け上がり～前方足掛け回転～転向下り ※連続技(上がる・回る・下りる運動の組み合わせ)					



★運動能力向上塾★

カルテ体育



この「しおり」は、スポーツ安全保険の概要を説明したものですので、団体構成員の皆様にもお渡しください。

1 スポーツ安全保険とは

加入対象 →

スポーツ活動、文化活動、レクリエーション活動、ボランティア活動、地域活動などを行う団体・グループがご加入になれます。

スポーツ安全保険は、団体・グループ活動（社会教育活動）に安心をお届けする補償制度です。

公益目的事業としてスポーツ安全協会が加入の取りまとめ機関・契約者となり、東京海上日動を幹事会社とする損害保険会社8社（裏面参照）との間で保険契約を締結しています。

傷害保険

急激で偶然な外来の事故により被った傷害による死亡、後遺障害、入院、手術、通院を補償

賠償責任保険

他人にケガをさせたり、他人の物を壊したことにより、法律上の損害賠償責任を負うことによって被った損害を補償

突然死葬祭費用保険

突然死（急性心不全、脳内出血などによる死亡）に際し、親族が負担した葬祭費用を補償

(注) ご加入いただけない団体の例

× 家族だけで活動する団体 × プロスポーツを行う団体 × 営利活動を行う団体（会員制スポーツクラブ等でも、その会員・参加者は加入できます。）

対象となる事故の範囲

日本国内での次の事故が対象（学校および保育所の管理下を除く。）

団体での活動中

加入手続きを行った「団体の管理下」における「団体活動中」の事故

※個人活動中の事故も補償するワイドコースの加入区分もあります。

団体活動への往復中

加入手続きを行った団体が指定する集合・解散場所と被保険者の自宅との通常の経路往復中の事故

※自動車運転中の事故は、賠償責任保険の対象とはなりません。ただし、被保険者自身のケガは傷害保険の対象となります。



学校および保育所の管理下の児童、生徒等の活動は対象外

学校教育法に基づく幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、高等専門学校、特別支援学校および児童福祉法に基づく保育所（以下「学校」）が組織する団体（学校部活動等）における児童、生徒、学生または幼児の事故の場合、保険金請求時に学校管理下でないことの学校長の証明書が必要となります。学校管理下か否かは、学校長の判断によります。

2 補償期間

掛金の支払日が令和7年3月31日以前の場合
令和7年4月1日午前0時から掛金の支払日が令和7年4月1日以降の場合
掛金の支払日の翌日午前0時から

令和8年3月31日午後12時まで

※大規模団体加入方式または翌月一括追加方式の要件を満たす団体の追加加入手続きの場合、団体への入会手続き完了時から有効です。

3 加入区分・掛金・補償額

入院・通院について治療日数1日目から補償されます。

※傷害保険の入・通院保険金は医療費の実費ではなく、下表のとおり1日当たりの定額保険金が支払われます。

団体活動を行う4名以上の方でご加入ください。加入者ごとに加入区分をご選択ください。

加入対象者	加入区分	補償対象となる団体活動 ※加入手続きをいただいた団体の活動に限ります。	年間掛金 (1人当たり)	傷害保険金額				賠償責任保険 支払限度額 (免責金額なし)	突然死葬祭 費用保険 支払限度額
				死 亡	後遺障害 (最高)	入院日額 (180日限度)	通院日額 (30日限度)		
子ども (中学生以下 (特別支援学校高等 部の生徒を含む。))	A1	▶スポーツ活動 ▶文化・ボランティア・地域活動	800円	3,000万円	4,500万円	4,000円	1,500円	対人・対物賠償 合算1事故5億円 ただし、対人賠償は 1人1億円	180万円
大人 (高校生以上)	C	64歳 ^{注1} 以下 ▶スポーツ活動 (指導・審判を含む。)	1,850円	2,000万円	3,000万円	4,000円	1,500円	対人・対物賠償 合算1事故5億円 ただし、対人賠償は 1人1億円	180万円
	B	65歳 ^{注1} 以上 ※A2区分で対象となる活動も補償	1,200円	600万円	900万円	1,800円	1,000円		
	A2	▶文化・ボランティア・地域活動 ▶準備・片付け・応援・団体の送迎 ※スポーツ活動中の事故は対象となりません。 ※A2区分には65歳以上の方も加入できます。	800円	2,000万円	3,000万円	4,000円	1,500円		
全年齢	D	▶危険度の高いスポーツ活動(指導・審判を含む。) アメリカンフットボール、山岳登山など	11,000円	500万円	750万円	1,800円	1,000円	対人・対物賠償合算 1事故5億円ただし、 対人賠償は1人1億円	180万円
ワイド コース	子ども (中学生以下 (特別支援学校高等 部の生徒を含む。))	▶A1区分の補償となる団体活動に加え、 個人活動(学校管理下を除く。)も対象 上段：団体活動中およびその往復中の補償額 下段：上記以外(個人活動等)の補償額	1,450円	3,100万円 熱中症および細菌性・ウイルス性食中毒の場合保険金額はA1区分と同額	4,650万円	5,000円	2,000円	対人・対物賠償合算 1事故5億500万円 ただし、対人賠償は 1人1億500万円	180万円
				100万円 熱中症および細菌性・ウイルス性食中毒は対象となります。	150万円	1,000円	500円	対人・対物賠償 合算1事故500万円	対象外
	大人 (高校生以上)	▶C区分の補償となる団体活動に加え、 個人活動(就業中および学校管理下 を除く。)も対象 上段：団体活動中およびその往復中の補償額 下段：上記以外(個人活動等)の補償額	4,850円	2,100万円 就業中、熱中症および細菌性・ウイルス性食中毒の場合保険金額C区分と同額	3,150万円	5,000円	2,000円	対人・対物賠償合算 1事故5億500万円 ただし、対人賠償は 1人1億500万円	180万円
				100万円 就業中、熱中症および細菌性・ウイルス性食中毒は対象となります。	150万円	1,000円	500円	対人・対物賠償 合算1事故500万円	対象外
	大人 (高校生以上)	▶B区分の補償となる団体活動に加え、 個人活動(就業中および学校管理下 を除く。)も対象 上段：団体活動中およびその往復中の補償額 下段：上記以外(個人活動等)の補償額	5,000円	700万円 就業中、熱中症および細菌性・ウイルス性食中毒の場合保険金額B区分と同額	1,050万円	2,800円	1,500円	対人・対物賠償合算 1事故5億500万円 ただし、対人賠償は 1人1億500万円	180万円
				100万円 熱中症および細菌性・ウイルス性食中毒は対象となります。	150万円	1,000円	500円	対人・対物賠償 合算1事故500万円	対象外

注1 年齢の判断は、「令和7年4月1日」を基準とします。

年間掛金には、制度運営費(10円)が含まれます。

当しおりは、スポーツ安全保険の概要を記したものです。ご加入の際には必ず「スポーツ安全保険のあらまし」および「重要事項説明書」をよくお読みください。また、詳細は保険約款および特約書によりますが、ご不明な点につきましてはスポーツ安全協会または東京海上日動までお問い合わせください。

4 保険金が支払われない主な場合

傷害保険	賠償責任保険
(1) 次のような事由により生じた傷害 ① 被保険者や保険金受取人の故意または重大な過失 ② 被保険者の自殺行為、犯罪行為、闘争行為、無資格運転、酒気帯び運転 ③ 被保険者の脳疾患、疾病（心臓疾患を含む）、心神喪失 ④ 被保険者の妊娠、出産、早産または流産。外科的手術その他の医療処置（保険金が支払われるケガを治療する場合を除きます。） ⑤ 地震、噴火、津波、戦争その他の変乱※、放射能汚染など ※テロ行為によるケガは対象となります。 (2) むちうち症、腰痛などで、医学的他覚所見のないもの (3) 学校、保育所の管理下の活動中に生じた児童、生徒、学生または幼児の傷害（ただし、大学、短大、専修学校、各種学校の学生、生徒が行うクラブ活動中に生じた傷害に対しては支払われます。） (4) ご加入の加入区分で補償ができない活動を実施している間に生じた傷害 (5) AW・BW・CW区分の「団体での活動中および往復中」以外における熱中症、細菌性・ウイルス性食中毒およびBW・CW区分における就業中に生じた傷害 (6) 次のものは傷害には含まれません、保険金が支払われません。 ① 急性心不全、脳内出血などの突然死（突然死葬祭費用保険の対象となります。） ② 野球肩、野球肘、テニス肘、疲労骨折、関節ねずみ、タナ障害、オスグット病、椎間板ヘルニア、靴ずれ、その他急激・偶然・外來の要件を満たさないスポーツ特有の障害 ③ 成長痛、加齢に伴うもの（変形性膝関節症、変形性腰椎症、腰椎分離症など）など (7) 日本国外での事故および補償期間外に発生した事故 など	(1) 法律上の賠償責任が発生しない損害 ※スポーツそのものが多少の危険を伴っているだけに、たとえルールを守ってプレーをしていても、不可避免的に起こってしまう事故もあります。このような事故については、多くの場合、法律上の賠償責任はないものと考えられます。なお、スポーツ以外の活動についても同様です。 (2) 次のような事由に起因する損害 ① 被保険者の故意 ② 被保険者または被保険者の指図による暴行・殴打 ③ 自動車（自動二輪車、原動機付自転車を含む。）・航空機（グライダー、飛行船およびモーター・グライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機、パラプレーン等の超軽量動力機を含む。）船舶（人力または風力を原動力とするものを除く。）の所有、使用または管理 ④ 狩猟 ⑤ 地震、噴火、洪水、津波または高潮、戦争、変乱、暴動、そうじょう、労働争議など ⑥ サイバー攻撃 (3) 被保険者と同居する親族に対する賠償責任 (4) 被保険者の所有、使用もしくは管理する財物の損壊についてその財物につき正当な権利を有する者に対して負担する賠償責任（ただし、団体活動中に練習・合宿などで一時的に使用または管理する宿泊設備・体育施設等を壊した場合は支払われます。） (5) 被保険者の占有を離れた飲食物または被保険者の占有を離れた施設外にあるその他の財物に起因する損害 (6) 学校、保育所の管理下における児童、生徒、学生または幼児の活動に起因する損害（ただし、大学、短大、専修学校、各種学校の学生、生徒が行うクラブ活動に起因する損害には支払われます。） (7) ご加入の加入区分で補償ができない活動に起因する損害 (8) 被保険者が、団体活動を行い、または指導することを職務とする場合、その職務遂行に起因する損害（ただし、被保険者が他人に使用されて団体活動を行い、または指導している場合を除く。） (9) 被保険者が公務員（ただし、スポーツ推進委員、部活動指導員など、非常勤で団体活動を指導する者を除く。）として職務上遂行した業務に起因する損害 (10) 日本国外で行う活動に起因する事故（AW・BW・CW区分については一部対象となります。） (11) BW・CW区分の「団体での活動中および往復中」以外における就業中に起因する事故 (12) 補償期間外に発生した事故 など
突然死葬祭費用保険	
(1) 次のような事由により生じた突然死 ① 被保険者や保険金受取人の故意または重大な過失 ② 被保険者の自殺行為、犯罪行為、闘争行為、無資格運転、酒気帯び運転 ③ 被保険者の心神喪失 ④ 被保険者の妊娠、出産、早産または流産。外科的手術その他の医療処置 ⑤ 地震、噴火、津波、戦争その他の変乱、放射能汚染など (2) 学校、保育所の管理下の活動中に生じた児童、生徒、学生または幼児の突然死（ただし、大学、短大、専修学校、各種学校の学生、生徒が行うクラブ活動中に生じた突然死に対しては支払われます。） (3) AW・BW・CW区分の「団体での活動中および往復中」以外における突然死 (4) 日本国外での事故および補償期間外に発生した事故 (5) 傷害保険の死亡保険金として支払い対象となる死亡 (6) 生前購入された墓地、墓石、仏壇等、被保険者が死亡する前に負担された費用 など	

5 事故のときは

事故発生のご連絡が遅れたり、保険金請求書その他の必要書類のご提出がない場合には、保険金が支払われないことや、減額して支払われることがあります。保険金請求権には、時効(3年)がありますのでご注意ください。

傷害保険 ケガをされたとき	スポあんネットの事故通知機能または事故通知ハガキを利用し、速やかに東京海上日動へ次の事項をご連絡ください。 ①団体名 ②団体代表者の氏名（フリガナ）、電話番号 ③負傷者の住所、氏名（フリガナ）、年齢、電話番号 ④加入依頼番号 ⑤加入手続日 ⑥加入区分 ⑦事故の日時、場所、詳細状況 ⑧傷害の内容 ⑨入院の有無 ※事故通知後、被保険者（負傷者）へ保険金請求に必要な書類一式を直接お送りします。 ※入院保険金請求額が30万円以下の場合は東京海上日動からの求めがない限り原則医師の診断書のご提出は不要です。
賠償責任保険 法律上の賠償責任を負うおそれのある事故を起こされたとき	速やかに電話で下記東京海上日動スポーツ安全保険コーナーへ次の事項をご連絡ください。 ①団体名 ②団体代表者の氏名、電話番号 ③加害者および負傷者（物の場合は所有者など）の住所、氏名、年齢、電話番号 ④加入依頼番号 ⑤加入手続日 ⑥事故の日時、場所、原因、詳細状況 ⑦身体の障害または物の損壊 ^(注1) の程度など (注1) 物の損壊については、事故の状況が把握できるよう 現場写真や修理見積書をとっておいてください。 ※示談交渉は被保険者（加害者）に行ってください。なお、示談に際しては、事前に東京海上日動と十分ご相談ください。東京海上日動の承認を得ずに示談をされた場合には、示談金額の全部または一部について保険金として支払われない場合があります。
突然死葬祭費用保険 突然死（急性心不全、脳内出血など）されたとき	スポあんネットの事故通知機能または事故通知ハガキを利用し、速やかに東京海上日動へ次の事項をご連絡ください。 ①団体名 ②団体代表者の氏名（フリガナ）、電話番号 ③被災者の住所、氏名（フリガナ）、年齢、電話番号 ④加入依頼番号 ⑤加入手続日 ⑥加入区分 ⑦事故の日時、場所、詳細状況 ⑧死亡日時・原因（病名）

※保険金請求の際には、保険金請求書に事故日時点での団体代表者の記名・捺印が必要となります。未成年者が被保険者の場合、保険金請求書および示談書に親権者の署名・捺印が必要です。

●事故時のご連絡先（東京海上日動） ※加入手続きのお問い合わせはスポーツ安全協会までお願いします。

都道府県	事故時の連絡先（平日9：00～17：00）	都道府県	事故時の連絡先（平日9：00～17：00）
北海道	東京海上日動 北海道スポーツ安全保険コーナー ☎ 0120-789-027／011-271-7432 〒060-8531 札幌市中央区大通西3-7	岐阜 愛知 三重	東京海上日動 東海スポーツ安全保険コーナー ☎ 0120-789-057／052-201-9654 〒460-8541 名古屋市中区丸の内2-20-19
青森 岩手 宮城 山形 福島	東京海上日動 東北スポーツ安全保険コーナー ☎ 0120-789-037／022-225-6326 〒980-8460 仙台市青葉区中央2-8-16	富山 石川 福井 滋賀 京都 大阪 兵庫 奈良 和歌山	東京海上日動 近畿スポーツ安全保険コーナー ☎ 0120-789-067／06-6203-0677 〒541-8555 大阪市中央区高麗橋3-5-12
茨城 栃木 群馬 千葉 東京 神奈川 新潟 山梨 長野	東京海上日動 関東スポーツ安全保険コーナー ☎ 0120-789-047／03-6632-0479 〒105-8551 東京都港区西新橋3-9-4	鳥取 島根 岡山 広島 山口 徳島 香川 高知	東京海上日動 中・四国スポーツ安全保険コーナー ☎ 0120-789-085／082-511-9483 〒730-8730 広島市中区八丁堀3-33
静岡	東京海上日動 静岡スポーツ安全保険コーナー ☎ 0120-789-059／054-254-4235 〒420-8585 静岡市葵区紺屋町17-1	福岡 佐賀 長崎 熊本 大分 宮崎 鹿児島 沖縄	東京海上日動 九州スポーツ安全保険コーナー ☎ 0120-789-095／092-281-8375 〒812-8705 福岡市博多区綱場町3-3

公益財団法人 スポーツ安全協会

〒105-0003 東京都港区西新橋 1-6-11

<https://www.sportsanzen.org>

03-5510-0033

当補償制度は、スポーツ安全保険特約書に基づく傷害保険（スポーツ安全協会傷害保険特約（学校管理下外担保）・スポーツ安全協会傷害保険特約（学校管理下外・就業中担保）・突然死葬祭費用担保特約付帯普通傷害保険）および賠償責任保険（スポーツ安全協会賠償責任保険特約等付帯施設賠償責任保険・スポーツ安全協会傷害保険特約（学校管理下外担保）付帯普通傷害保険賠償責任担保条項・スポーツ安全協会傷害保険特約（学校管理下外・就業中担保）付帯普通傷害保険賠償責任担保条項）によって構成されています。